

# 浜松市母子・父子福祉協力員設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉事業の円滑な進展を図るため、浜松市母子・父子福祉協力員（以下「協力員」という。）の設置について必要な事項を定める。

## (協力員の委嘱)

第2条 協力員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時の特別職の職員とし市長がこれを委嘱する。

## (資格要件)

第3条 協力員は、母子家庭及び父子家庭等に対する指導力があり、かつ、母子及び父子並びに寡婦福祉事業に理解と熱意のある者を、原則として民生委員・児童委員の中から選任するものとする。

## (定数)

第4条 協力員の定数は、別表のとおりとする。

## (任期)

第5条 協力員の任期は民生委員・児童委員の任期と同じとし、年度の中途で任用されたものについては、残余の期間とする。ただし、再任は妨げない。

## (職務)

第6条 協力員の職務は、次によるものとする。

- (1) 生活援護等を必要とする母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の発見につとめ、社会福祉関係機関の行う生活相談に協力すること。
- (2) 母子父子寡婦福祉資金制度の趣旨普及を図るとともに、当該資金の貸付けを受けた者に対し、貸付け並びに償還について、その手続き、方法等について具体的な指導を行うこと。

## (服務心得)

第7条 協力員は、常に母子・父子自立支援員と緊密な連絡を保ち職務を行うものとする。

- 2 市長から協力員の職務に関し、必要な指示があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 協力員は、職務に従事するときは身分証明書を携帯しなければならない。
- 4 協力員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 5 協力員は、第9条に規定する報告事項その他職務を行うために必要な事項を母子・父子福祉協力員相談記録簿（第1号様式）に記入し保管するものとする。

(報酬)

第8条 協力員へ、予算の範囲内で別に定める報酬を支給する。

(報告)

第9条 協力員は、その職務を行ったときは、1か月分をとりまとめ翌月の10日までに母子・父子福祉協力員活動状況報告書(第2号様式)及び母子・父子福祉協力員償還指導活動状況報告書(第3号様式)に記入し、市長に提出するものとする。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 域	定数
中 区	地区民生委員・児童委員協議会ごとに1人
東 区	地区民生委員・児童委員協議会ごとに1人
西 区	地区民生委員・児童委員協議会ごとに1人
南 区	地区民生委員・児童委員協議会ごとに1人
北 区	地区民生委員・児童委員協議会ごとに1人
浜北区	地区民生委員・児童委員協議会ごとに1人
天竜区	地区民生委員・児童委員協議会ごとに1人